

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成23年4月分～）

（新潟県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.29%	9.43%	10.79%	10.94%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,388円	5,469円	6,258円	6,345円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,317円	6,412円	7,337円	7,439円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,246円	7,355円	8,416円	8,533円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,175円	8,298円	9,495円	9,627円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,104円	9,241円	10,574円	10,721円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,661円	9,807円	11,221円	11,377円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,219円	10,373円	11,869円	12,034円
8	118,000	114,000	～ 122,000	10,962円	11,127円	12,732円	12,909円
9	126,000	122,000	～ 130,000	11,705円	11,881円	13,595円	13,784円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,448円	12,636円	14,458円	14,659円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,191円	13,390円	15,321円	15,534円
12	150,000	146,000	～ 155,000	13,935円	14,145円	16,185円	16,410円
13	160,000	155,000	～ 165,000	14,679円	15,088円	17,049円	17,504円
14	170,000	165,000	～ 175,000	15,423円	16,031円	17,913円	18,598円
15	180,000	175,000	～ 185,000	16,167円	16,974円	18,777円	19,692円
16	190,000	185,000	～ 195,000	16,911円	17,917円	19,641円	20,786円
17	200,000	195,000	～ 210,000	17,655円	18,860円	20,505円	21,880円
18	220,000	210,000	～ 230,000	19,143円	20,746円	22,383円	24,068円
19	240,000	230,000	～ 250,000	20,631円	22,632円	24,267円	26,256円
20	260,000	250,000	～ 270,000	22,119円	24,518円	26,151円	28,444円
21	280,000	270,000	～	23,607円	26,404円	28,035円	30,632円

平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.43%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.81%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～